

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2012年12月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

12月に目を引く記事は韓国を代表する大手企業であるサムスン電子とLG電子間の特許侵害訴訟に関するものであった。同じ総合家電メーカーであるサムスン電子とLG電子間の特許訴訟は極めて異例なことである。

13日付朝鮮日報によると、サムスン・ディスプレイが、LGディスプレイとLG電子を相手に特許侵害訴訟を提起したものと、11日確認された。サムスンは訴状で、LGディスプレイが自社の「PLS」という方式の高解像度LCD製造技術特許7件を無断使用して「AH-IPS」というLCD製品を作った後にLG電子に供給したと主張した。サムスン側は、LG側に20億ウォンの賠償と該当製品の生産及び販売差し止めを要求した。サムスンは、LG電子の最新のスマートフォン「オプティモスG」等4つのモデルが特許侵害の対象に該当すると主張した。LG側は事実関係を把握した後、法的対応を検討する予定だそうだ。

27日付ファイナンシャルニュースによると、LGディスプレイは去る26日、サムスン電子のギャラクシーノート10.1に対する生産を中断してほしいという内容の仮処分申請をソウル中央地方裁判所に提出したと明らかにした。今年だけでサムスンとLG間の5番目のディスプレイ訴訟であり、人材流出争いから始まった両社間の法廷紛争が乱打戦へと流れている様相だという。LGディスプレイは訴状で、「LGは1996年以来、TVやモニターなど液晶を水平に配列する広視野角 (IPS) を使用してきたが、サムスンは、液晶を垂直に配列する技術 (VA) を使ってきた」としながら、「ギャラクシーノート10.1がLG IPS技術特許3件を無断使用した」と主張した。続いて、LGディスプレイは「サムスン・ディスプレイのPLS (Plane to Line Switching) 技術は、実際にはIPS技術の亜流」

だとし、「この技術を盗用して作ったギャラクシーノート10.1モデルを生産したり、譲渡することができないようにし、これに反すれば一日に10億ウォンずつ賠償しなければならない」と付け加えた。LGディスプレイの関係者は「一般的に、本案訴訟に比べて仮処分申請の結論が早く出る」とし、「仮処分訴訟で勝訴した場合に関連する特許侵害訴訟なども検討している」と強調した。これに対してサムスン・ディスプレイの関係者は、「訴状を受けた後に不当な部分に対しては強力に対応する」と述べた。

韓国ではここ数年、特許侵害訴訟の控訴審の管轄を韓国の中央部に位置する都市の大田 (テジョン) 広域市に所在する特許裁判所に集中させるべきかについて賛否の議論が盛んだった。現在韓国では、審決取消訴訟の管轄は特許裁判所であるのに対して、特許侵害訴訟の控訴審の管轄はソウル、釜山 (プサン) 等の5大都市の高等裁判所である。

4日付ソウル新聞によると、特許侵害訴訟の管轄が、ソウル中央地方裁判所と大田 (テジョン) 地方裁判所に統合され、二審裁判も高等裁判所から特許裁判所に変更される。国家知識財産委員会は、来る12日に全体会議を開いて、このような政府案の報告を受けて、特許訴訟の管轄統合のための後続措置を進展させる計画である。委員会は、来年4月、このような政府案を正式に通過させた後に法制化する方針である。政府関係者によると、「すべての手続きが2013年度末までは終わり、2015年から施行できる」と見通した。今回の案が実現されれば、特許訴訟にかかる時間が最小7~8ヶ月から1年以上減るものと期待される。特許侵害訴訟の1審は1年6ヶ月から2年程度、2審は1年余りの期間がかかっている。日本の場合、2004年、特許侵害については、東京と

大阪地裁に集中して2審は知的財産高等裁判所を作って管轄を集中した。

一方、18日付法律新聞によると、管轄を変更するにあたり、最も重要な考慮要素は国民の司法接近性と利便性の強化、裁判の専門性と一貫性の向上という観点から再考する部分があると指摘する。最近3年間の特許侵害訴訟954件の85.7%である818件、2008年に特許などの設定登録件数16万件のうち

71.5%にあたる11万件をソウル高裁の管轄内に集中している点、審決取消訴訟とは異なり、特許侵害訴訟は、その本質が民事訴訟で弁護士が訴訟を代理しており、事件の関連企業、事件の当事者は、証明資料などがほとんどソウルに集中していることなどを勘案すると、2審裁判を特許裁判所に管轄を集中させることが果たして最も適切な解決策なのかは疑問であるとしている。

《訴訟関係》

- ▲カリフォルニア北部地方裁判所、陪審員評決に対してサムスンとアップル両社がそれぞれ申請した異議申し立てに対する審理を、来る6日(現地時間)持つ予定だと明らかにした。(4日 朝鮮)
- ▲エリクソンが、自社の特許権を侵害したとしてサムスン電子を米国貿易委員会(ITC)に提訴(4日 朝鮮)
- ▲カリフォルニア連邦北部地方裁判所は6日午後、サムスンとアップル間の訴訟の最終審理を始め、去る8月の陪審員評決とその後のサムスンの異議提起、及びアップルの追加の販売禁止要求などが総合的に取り扱われる予定(6日 朝鮮)
- ▲外信によれば、アップルとHTC間のライセンス契約文書が電撃公開されたが、両社はライセンス契約を締結しながら核心のデザイン権は除外し、HTCの9つの特許権もやはり今回のライセンス対象から抜けたことが明らかになった。(7日 アイ)
- ▲米国カリフォルニア州サンノゼ連邦裁判所北部地裁で開かれた、サムスン-アップル訴訟の一審最終審の審理過程で、担当判事は、陪審員団がサムスン電子に払わせる賠償金の算定を関連法に照らし合わせ、一部に誤りがあったようだと明らかにした。(11日 東亜)
- ▲サムスン-アップル間の1次本案訴訟最終判決のための審理が本格化された中で、FRAND条項と反独占関連判断結果において、業界によれば、特許専門家たちは、サムスン電子に違法性がないと見た陪審員評決を、裁判部がそのまま受け入れるかがさらに大きな問題だと把握している。(12日 ヘラ)
- ▲サムスン・ディスプレイ、LGディスプレイとLG電子を相手に特許侵害訴訟を提起したと、11日確認された。(13日 朝鮮)
- ▲米国カリフォルニア北部地方裁判所、サムスン電子の標準特許2件を今回のアップルとの訴訟で扱わないと決定。(13日 朝ビ)
- ▲米国カリフォルニア北部地方裁判所、サムスン電子が出したアップルからの永久的販売禁止攻撃を防御するための追加の専門家要請を受け入れないという命令文を公開。(14日 ヘラ)
- ▲ドイツのマンハイム地方裁判所、米国ロビー(Rovi)社がLGを相手に提起したTV製品販売禁止及び損害賠償請求訴訟において、LG電子が特許を侵害しなかったと判決。(20日 朝鮮)
- ▲サムスン電子、ヨーロッパにてアップルを相手に出した特許訴訟を取り下げると明らかにした。(20日 毎日)
- ▲ロイター通信によれば、EU執行委員会の競争委員長は20日(現地時間)、近々サムスンに対する反独占異議声明を採択することとし、反独占憂慮を明記する公式的な抗議提起である異議が、早ければ年末か来年初めに出るか(21日 世界)
- ▲サムスン電子が21日、米国ITCとテキサス東部地方裁判所に、エリクソンに対する特許侵害関連の告訴状の受け付けをしたことが伝わる。(21日 中央)
- ▲LGディスプレイは去る26日、サムスン電子のギャラクシーノート10.1に対する生産を中断してほしいという内容の仮処分申請をソウル中央地方裁判所に出したと明らかにした。(28日 ファ)

《立法》

- ▲国家知識財産委員会、特許侵害訴訟の管轄を、ソウル中央地方裁判所と大田(テジョン)地方裁判所で統合し、二審裁判も特許裁判所に変更する政府案を法制化する予定。(4日 ソウ)
- ▲国家知識財産委員会所属の「知識財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」関係者は、10日、『特許関連訴訟を一元化する案が11月末、最終決定された』とし、12日全体会議でこのような案を報告するつもりだと話した。(11日 毎日)
- ▲特許訴訟管轄制度の改善において、二審裁判を特許裁判所で管轄集中させることが最も適切な解決法なのかは疑問である。(18日 法律)

《行政》

- ▲国家知識財産委員会、3,150億ウォンの予算を投じてIP管理、グローバルIPサービス、創造・融合型IP創出人材、IP人材の底辺拡大、IP人材養成基盤の構築など、五大分野を育成するための「国家知識財産人材養成総合計画(2013~2017)」を今月上程処理する予定(7日 電子)
- ▲特許庁、第24次韓日特許庁長会談を通して、国際特許紛争予防のために両国の特許審査及び審判分野に対する共同研究と協業を推進するように合意したと18日明らかにした。(20日 ファ)
- ▲審判院長、無効判決で企業家に被害が及ぶことが残念だとして、韓国内の無効率を低くする必要があると話した。(27日 韓経)
- ▲26日、貿易委員会と特許庁が発表した知識財産活動の実態調査によれば、知的財産権の侵害を受けた大企業は、2010年32%から2011年5.3%に増加し、特に、2.5%(2011年基準)は特許権の侵害を受けたものと明らかになった。(27日 ソウ)

《実務関係》

- ▲トムソン・ロイター、特許競争力を基準として選定した「2012年世界100大革新機関」に韓国内企業及び大学、サムスン電子、LG電子、LS産電、韓国化学研究院、電子部品研究院、KAIST、ポステックを選定。(5日 朝鮮)
- ▲韓国特許庁長とヨーロッパ特許庁長、韓-欧特許庁長会談を通して、韓国人がヨーロッパ特許庁に特許出願する際に、書類提出要件を簡素化することを内容とする業務協約を締結(6日 デジ)

《その他》

- ▲コダックは20日、デジタルイメージング技術と関連した1,100個余りの特許権をグーグルとアップル、サムスン電子など12の企業が参加するコンソーシアムに売却すると明らかにした。(21日 電子)

※媒体の正式名称(発行社)。

韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亜：東亜日報(東亜日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、文化：文化日報(文化日報社)、明日：明日新聞(明日新聞)、ソウ：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞)、ヘラ：ヘラルド経済(ヘラルド)、アジ：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎日：毎日経済(毎日経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、朝ピ：朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ニュ：ニューシス(ニューシス社)、ニュ1：ニュース1(マナー・トゥデイ)、イー：イーデイリー(イーデイリー社)、マネ：マナートゥデイ(マナートゥデイ社)、アイ：アイニュース24(アイニュース24社)、法律：法律新聞(法律新聞社)。